

8/30 第18回定例理事会開催

(1)バルシステム生活協同組合連合会への出資金増資決定の件

バルシステム生活協同組合連合会(以下、連合会)の投資計画・資金収支計画にもとづき、連合会への出資金増資として、3億5,070万円(一口10万円3,507口)を拠出することを議決しました。なお、連合会より2018年度グループ生協全体への増資要請総額は10億円です。

(2)バルシステム生活協同組合連合会への預け金承認の件

連合会への預け金として、5億円(一口5千万円10口)を申し込むこ

とを議決しました。
(3)持続可能な組合員組織のあり方検討委員会の設置および、委員決定の件

2017年10月から2018年2月の期間で、第12期地区理事推薦委員会メンバー(以下、推薦委員会)との意見交換会を開催しました。推薦委員会より理事会あてに提出された提言を受けての理事会見解の施策のひとつとして、理事会のもとに中間組織等を検討する組合員参加の委員会の設置および委員の決定を議決しました。

9/3 木村草太先生に聞く! 憲法改正と今後の行方

「憲法」とは何のためにあるのか、「憲法の意義・役割」「権利」について、ご自身の小学生のお子さんに話した説明などを交えわかりやすく話す木村先生。「憲法が保障する権利」を行使できることを知り、その権利を行使しやすい環境を確保していくことが大切と話します。憲法改正を話し合い、その論議を通

じて憲法に関する理解を深めていくことが必要と訴えた講演と、質疑応答で、あつという間の2時間でした。



講師は首都大学東京法学部教授の木村草太氏(新宿本部にて)

9/17 さようなら原発全国集会 IN 代々木公園

「いのちをつなぎ くらしを守れフクシマと共に」のスローガンのもと、8,000人の市民が集った今年の集会。「脱原発を求める人は多い。再稼働を認めない運動を強めよう」「防衛より防災のほうが大事」など、識者が次々とアピールしました。展示ブースにはバルシステムでんきの推進を行い、供給する電力

の7割以上がFIT電気(再エネ)という実績をアピールしました。集会後には、渋谷へパレード。街行く人に脱原発を訴えました。



8月 総事業高 **59億2,334万円**

組合員数: 49万1,908人 予算比102.7% 予算達成

リユース・リサイクル回収率

- 商品カタログ 78.3% ↓
- 紙バック 74.8% ↓
- 資源プラスチック類 36.0% ↓
- リユースびん 63.0% ↑
- お料理セットトレイ 62.3% ↓
- ABバック ヨーグルトバック 42.1% ↓
- 米袋 40.5% ↓

はじめませんか エコライフ!

※回収率は2018年4-8月の回収率(供給量) ※詳しくはバルシステム東京ホームページから

そもそも 配偶者控除って?

大正9(1920)年にできた「扶養控除」では妻は対象ではなく、昭和36(1961)年に「配偶者控除」として独立しました。当時は妻=収入ゼロ、国がすべき生活保障の義務を夫が担うという意味がありました。

しかし、共働き夫婦が増え、生活が多様化した現代には合わなくなり、長い間見直しを検討され、数回の改正を経て今回の改正にいたりました。

廃止論や共働きを軸とした「夫婦控除」という代案も浮上しましたが、見送られました。

女性の労働環境が改善され、男女の賃金格差が解消されれば、〇万円の壁など気にならないかもしれません。実際に、欧米の多くの国では配偶者控除制度はありません。制度の改正というよりは、根本的な社会改革を期待したいところです。

育児も税金も夫婦いっしょに



エッ!? 変わったの? 配偶者控除

給与所得者(サラリーマン)家庭で、納税者=夫、配偶者=妻の場合。夫と妻が逆の場合も適用されます

- 配偶者がいる場合に認められる税金の控除制度
- 控除を受けられる収入限度額が150万円に引き上げ
- 社会保険加入の壁である106万円・130万円は変わりません

今月のキーワード

配偶者控除



漫画 小沢九舟氏

知ってる? 所得控除には2パターン

【勤め先の年末調整で申告する控除】

- 基礎控除
- 扶養控除
- 配偶者控除・配偶者特別控除
- 障害者控除
- 寡婦(寡夫)控除
- 社会保険料控除
- 小規模企業共済等掛金控除
- 生命保険料控除
- 地震保険料控除
- 勤労学生控除

賢く申告して 節税しましょう! 詳しくは、国税庁のHPなどで

【個人で確定申告が必要な控除】

- 医療費控除: 1年間に支払った医療費が10万円を超える場合など
- 雑損控除: 地震などの災害、盗難、スズメバチなどの害虫被害などがあった場合
- 寄附金控除: 国や地方公共団体、認定NPO法人、学校などに寄附をした場合

※所得控除ではありませんが、家を購入した場合の「住宅ローン控除」もあります。家を購入した初年は確定申告を

2017年度の税制改正により、配偶者控除の見直しが行われました。103万円から150万円へパートなどで働いている妻の年収が少ないと、夫(納税者)が税金面等で優遇が受けられるのが、「配偶者控除」「配偶者特別控除」です。年収が一定額を超えると受けられなくなり、その年収のボーダーラインを「壁」と呼びます。

2018年1月より、配偶者特別控除の収入限度額が引き上げられました(下図参照)。格差を減らし、働ける人材にもっと働いてほしいというねらいです。

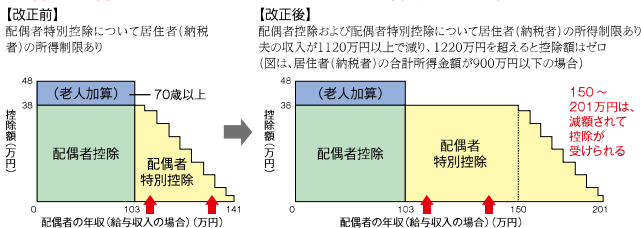
ただ、妻本人が支払う税金の壁は変わらないので、収入が103万円を超えると、妻本人も所得税を納めることになります。

税金より高い社会保険の壁

さらには、妻本人が社会保険に加入する壁も変わらず、130万円(または106万円)を超えると、社会保険料を払う必要が出てきます。また、妻の収入によって家族手当等がある企業もあり、考えるべきことは家庭によって異なります。

社会保険に加入して年金を増やしたい人、キャリアアップをめざしたい人、子育てや介護の時間を優先したい人、ライフスタイルはさまざま。将来を見据えながら、自分に合った働き方を考えることが大切です。

配偶者特別控除が引き上げ、でも…、社会保険の壁は同じ



↑ 社会保険支払いの義務
106万円(大手企業で、一定の条件を満たした場合)
130万円(すべての企業)

参考サイト: 国税庁HP

「所得控除」とは、税金計算のとき、収入から一定額を控除する(差し引く)もの。所得控除が大きいほど税金が軽くなる

所得と課税(会社員等の場合)

